

速報版

発行：自治労滋賀県職員労働組合
自治労滋賀県職員連合労働組合
県庁東館5階
県庁内線：4790.4791
直通077-528-4790
FAX077-521-3784
E-MAIL:shigajichiro@yahoo.co.jp

自治労県職

新たに根本委員長を先頭にスタートします！

～書記局は西岡副委員長・森川書記長の専従体制～

根本委員長



新年度を迎え、組合員の皆さんは新たな気持ちで仕事に臨んでおられることと思います。自治労滋賀県職員労働組合・県職連合も今般、本

森川書記長



部役員改選を行い新しい執行部を発足させました。若手や新規のメンバーも加わりリフレッシュして活動に臨んでいきます。委員長は新たに根本氏が就任し、書記長は森川氏が専従で書記局入りしました。根本委員長・森川書記長の体制で新たに自治労県職をリードしていきます。また、日常の組合運営を行う書記局としては、西岡副委員長と森川書記長の体制で対応しますので組合員の皆さん協力方よろしくお願います。

現在、新型コロナウイルスが猛威を振るい、国難ともいえる状況が日増しに強まっています。我々の職場も保健所や健康医療福祉部をはじめ様々な職場で職員の肉体的精神的負担は増大しています。この危機を乗り越えるため、組合の喫緊の課題として取り組みを強めたいと思います。この他にも様々な課題が山積していますが、いずれも役員や書記局の取組だけでは到底対応できるものではありません。職場・組合員の皆さんと一体となっていくことが不可欠です。また、全国の自治労組合員80万の力を合わせて社会的な課題も、身近な課題にも連帯の精神で精一杯取り組んでいきたいと思います。

新規採用の皆さんや未加入の皆さんには、いまこそ労働組合が大切であることをご理解いただき、自治労の仲間への輪に加わって頂くことを要請します。

2020-2021 自治労県職・県職連合 本部役員

- 執行委員長 根本 守仁 水産試験場
副執行委員長 西岡 正光 自治労県職書記局(離籍専従)
書記長 森川 学 自治労県職書記局(休職専従)
書記次長 田口 貴史 水産試験場
財政局長 大橋 守 会計管理局
執行委員 東 弘靖 高等技術専門校 米原校舎
堀田 峻司 湖東農業農村振興事務所田園振興課
今井 俊行 湖東農業農村振興事務所農産普及課
西 智彦 中央子ども家庭相談センター
松村 浩 甲賀土木事務所
朝田 清司 大津土木事務所
木下 裕也 健康医療福祉部 医療福祉推進課
江下 舞 琵琶湖環境科学センター
三宅 もえ 湖東環境事務所
柴田 善秀 大津・南部農業農村振興事務所田園振興課
神前 武史 琵琶湖環境部 森林政策課
青木 啓示 近江学園
西脇 敦史 琵琶湖環境部 森林政策課
廣瀬 佳則 琵琶湖環境部 循環社会推進課
古村 委亮 農政水産部 農村振興課
伊藤 信行 健康医療福祉部 生活衛生課
海東 まどか 南部環境事務所
南 哲治 総合企画部 企画調整課
(県職のみ) 明保能 徹爾 東近江土木事務所
(県職連合のみ) 池元 良人 動物保護管理協会
(県職連合のみ) 宮川 忠士 小児保健医療センター
(県職連合のみ) 森井 明子 精神医療センター
(県職連合のみ) 正満 良 精神医療センター
(県職連合のみ) 河井 一久 滋賀県人権センター
(県職連合のみ) 遠藤 秀樹 造林公社
(県職連合のみ) 檜山 淳二 東近江障害施設群

自治労県職は 新しい仲間を歓迎します
職場に「助け合い」の風を吹かせよう！

新しい年度がスタートし、今年も多くの新規採用職員の皆さんを迎えることができました。自治労県職は、新たに採用された皆さんを心から歓迎するとともに、組合への加入を呼びかけます。皆さんは、緊張と不安を抱えていることでしょう。でも安心して下さい。自治労県職は、職員が安心して働き続けられる職場環境や労働条件の改善を目指し、日々取り組んでいます。ひとり一人の力は小さく、職場環境を変えたくてもできないことが多いのですが、みんなが集まれば大きな力になり、変えていくことができます。

労働条件を改善させる取り組みは基本としますが、その根幹の精神は組合員相互の助け合いです。困った時に助け合える仲間がいて、組合員をバックアップすることで個人が犠牲になる職場状況を改善できます。新規採用の皆さんもこのような組合の役割を認識され早期に組合に加入に加入されることをお願いします。現在、説明会や個別相談会を実施していますが、随時、組合役員や組合事務所で相談に応じていますので気軽に声かけください。

労働組合の基本は労働条件の改善と助け合いです。賃金・

# 保健所、病院・施設等を応援し 職員一丸となって危機を乗り越えよう

新型コロナウイルス感染では、7都府県で緊急事態宣言が出され、県内においてもクラスター発生や自治体職員の感染があるなど状況は厳しさを増しています。そのような中、各保健所や衛生科学センターをはじめ健康医療福祉部では連日の奮闘が続いています。また、福祉施設や病院など入所者や患者を直接処遇する職場においても院内感染等を生じさせないよう緊張感が増しているものと思います。改めて当該職場の皆さんへエールを送るとともに、この難局を乗り越えていくためには、職員一丸となって対応していくことが重要と認識します。組合としても、人的措置を含めた業務の過重負担の軽減やメンタルケアの対応を含めて県当局に要請を強めていきます。最後に、自治労中央本部から「川本委員長」の激励メッセージが届いていますのでお伝えします。

## 新型コロナウイルス感染対策に奮闘する組合員のみなさんへ

新型コロナウイルスに対し、地域の最前線で感染者の治療や感染防止に取り組み、雇用や生活相談を含め、地域の窓口としてご奮闘いただいている全国の組合員の皆さんに心より敬意を表します。(中略)いま、自治労では、全国で奮闘する組合員の健康を守り、安心して働ける職場環境、臨時・非常勤等をはじめとする非正規の仲間の雇用と労働条件の確保をするべく、関係省庁等への働きかけを強めており、全力でこの取り組みに集中します。

自治労に結集するわれわれの力で、この難局を乗り越え、安心して働くことのできる地域、職場をめざし、最大限の取り組みを行う決意を表明し、連帯のメッセージといたします。ともにこの難局を乗り越えましょう。

全日本自治団体労働組合  
中央執行委員長 川本 淳

## 新型コロナ対策に係る新たな対応

### 【財務システムの利用可能時間の臨時的な延長】

・新型コロナ対応による勤務体制への影響および出納閉鎖の期日が迫っていることから、臨時的に利用可能時間を延長

【現行】午前8時30分から午後5時15分

【改正後】午前7時30分から午後8時00分(土日休日含む)

※本年4月14日から5月31日まで

### 【休憩時間の延長(臨時的)】

・食堂等の混雑を緩和し感染リスクを低減するため、休憩時間が正午から午後1時までの間とされている全ての職員(会計年度任用職員含む)において、休憩時間の割り振り変更が可能に(休憩時間の割り振り変更のパターン)

①午前11時30分から午後0時30分まで

②正午から午後1時まで

③午後0時30分から午後1時30分まで

### 【県庁大会議室における勤務】

・新型コロナ対応で執務室での「3密」をさけるために県庁大会議室(新館7階大会議室(定数35人)・東館7階大会議室(定数25人))での勤務が可能に。事前の所属長の承認、座席の予約等が必要。共通事務端末は各自の持ち込み。

・利用できる時間: 8時45分から17時まで

・利用できる期間: 4月14日から5月8日まで

# 小1の壁解消が実現、「子育て支援時間」を新設

昨年度の賃金確定交渉の結果を受け、本年4月1日より「小一の壁解消」として新たに「子育て支援時間」が新設されました。これにより小学校1年生から3年生までの児童がおられる職員は、1日2時間以内で休業(無給)が取得できることになりました。

概要は次のとおりです。

## 【子育て支援時間】

職員が小学校またはこれに準ずる学校に就学している子(第1学年から第3学年までの子に限る。)を養育するため、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(「子育て支援時間」)が認められます。(本年4月1日より)

### (1) 取得単位

- ①子育て支援時間の取得単位は、30分。
- ②1日を通じ、始業時刻から連続し、または終業時刻まで連続した2時間を超えない範囲内で取得できる。
- ③育児部分休業と子育て支援時間とを同一の日に取得しよ

うとする場合は、それぞれの時間を合算して2時間を超えない範囲内で取得できる。また、職員が育児短時間勤務の承認を受けている場合、子育て支援時間を取得することはできない。

### (2) 手続

子育て支援時間を申請しようとする職員は、子育て支援時間願簿に必要事項を記入または給与等システムに入力し、願出に係る子の氏名、願出者との続柄等および生年月日を証明する書類またはその写しを添付して、所属長に願い出る。

### (3) 給与等の取り扱い

職員が子育て支援時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

# 在宅勤務制度の拡大や休暇制度の拡充など

確定交渉結果を踏まえて、「在宅勤務制度」の拡充について、次のとおり改正されます。新型コロナ対策を踏まえて活用しましょう。

## 【在宅勤務制度の改正】

### (1) 対象職員を「全ての職員」に拡大

【現行】育児・介護を行う職員、長時間通勤、その他所属長が認める職員 ⇒ 【改正後】全ての職員

### (2) 育児・介護を行う職員については、時間単位での在宅勤務が可能に

【現行】終日または半日単位 ⇒ 【改正後】時間単位

## 【ボランティア休暇の追加】

ボランティア休暇の対象となる活動について、「国、地方公共団体またはスポーツの振興を目的とする公共的団体が主催し、共催し、または後援するスポーツの振興を図る事業に協力する活動」が新たに加えられました。「スポーツの振興を図る事業」とは、国際的または全国的なスポーツ大会で、相当多数の選手、観客等の参加が見込まれるものをいいます。

## 【会計年度任用職員(非常勤職員)の年次有給休暇】

### (1) 非常勤の職員の年次有給休暇の付与日数

週当たり勤務日数: 5日 4日 3日 2日 1日

↓ ↓ ↓ ↓ ↓

年休の付与日数: 10日 7日 5日 3日 1日

### (2) 非常勤の職員の年次有給休暇の基準日

①4月1日から9月30日までの期間に非常勤の職員として任用された者⇒当該任用された年度の10月1日

②10月1日から翌年3月31日までの期間に非常勤の職員として任用された者⇒当該任用された年度の次の年度の4月1日

### (3) 非常勤の職員の任用開始時に与える年次有給休暇

週3日以上勤務する非常勤の職員を新たに任用する場合、年次有給休暇の基準日に与える休暇日数の一部を、任用開始時に与えることとします。(週当たり5日勤務は3日、4および3日勤務は2日)この場合、年次有給休暇の基準日においては、年次有給休暇付与日数から、任用開始以降に使用した日数を減じて得た日数を与えるものとします。

詳細は、組合へお問い合わせください。